

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正蔵会（以下「法人」という。）定款第二二条各項に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程の役員の範囲は、定款第二章及び第四章に規定する、次に掲げる者をいう。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 評議員

(理事及び評議員の報酬等)

第3条 理事（常勤理事を除く）及び評議員が理事会及び評議員会に出席をした時は、原則、出席の都度当日に現金で報酬として1会議等につき5,600円を支給する事ができる。

- 2 ただし、同一の日時に開催した会議等（評議員会後の理事会等）については1会議として支給する。
- 3 特別な理由により、上記以外の業務で出務した場合は、その都度理事長が決めた額とする。但し支給しない事もできる。
- 4 常勤理事については、選任され次第報酬を決定する。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会並びに所轄庁の実施する指導監査の立会、または監事監査の業務に当たった場合は、原則、出席の都度当日に現金で報酬として1日につき5,600円を支給する事ができる。

- 2 特別な理由により、上記以外の業務で出務した場合は、その都度理事長が決めた額とする。但し支給しない事もできる。

(報酬の年間支給限度額)

第5条 上記役員の報酬の年間の限度額は以下の通りとする。

- 1 理事 ……総額が500,000円を超えない範囲
- 2 監事 ……総額が100,000円を超えない範囲
- 3 評議員 ……定款の規程に定める通り

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により出張旅費を支給する事ができる。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(その他)

第8条 経済状況の変化により、やむを得ない場合、減額もしくは支給しない事ができる。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

付 則	この規程は平成19年	1月23日から施行する。
	この規程は平成25年	1月27日から施行する。
	この規程は平成29年	6月15日から施行する。
	この規程は平成30年	6月13日から施行する。
	この規程は平成31年	2月16日から施行する。